

新潟県臨床検査技師会 組織運営・理事会規程

平成 26 年 1 月 18 日 制定
平成 28 年 8 月 27 日一部改訂

第 1 章 総 則

(総 則)

第 1 条 一般社団法人新潟県臨床検査技師会（以下「本会」という）の組織及び理事会運営は、定款及びこの規程の定めるところによる。

第 2 章 組 織

(支 部)

第 2 条 定款第 6 条による支部の地区については、別表 1 によることとする。但し交通その他の理由があるときは、所属支部の申出により理事会にはかり変更することができる。

別表 1

支 部	市 町 村
上 越	糸魚川市、上越市、妙高市
中 越	加茂市、田上町、柏崎市、刈羽村、出雲崎町、三条市、見附市、長岡市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町、十日町市
下 越	村上市、関川村、粟島浦村、胎内市、新発田市、聖籠町
佐 渡	佐渡市
新 潟	新潟市、燕市、弥彦村

(役員の数)

第 3 条 理事の定数は 30 名以内とし、各支部における選出は別表 2 のとおりとする。ただし、会長がこの会の運営上必要と認めるときは、理事会の承認を得て 5 名以内増すことができる。

別表 2 理事選出区分

上越	中越	下越	佐渡	新潟	事務所所在地	会長委嘱	合 計
3	7	3	2	8	2	5	30

(役員を選出)

第 4 条 理事並びに監事は、各支部選出委員会の代表をもって構成した選出委員会の議を経て、総会に報告し、承認を得る。

(支部長)

第 5 条 支部長は第 2 条による支部毎に選出し、支部長は本会の常任理事とする。

(常任理事数)

第 6 条 常任理事は若干名とするが、実務に合わせ 16 名（代表理事、執行理事を除く）以内を適正数とする。ただし、会長が必要と認めるときは、理事会の承認を得て理事を常任理事として増すことができる。

(会 員)

第 7 条 本会の正会員は、勤務地の属する支部または施設に所属しない会員は居住の支部に属するものとする。

第 8 条 新潟県内の臨床検査技師養成機関に在籍する学生を学生会員として入会させることができる。

(入会金及び会費)

第9条 定款第9条、第10条及び組織運営・理事会規程第8条による入会金及び会費は細則の定めるところによる。

第3章 理事会、常任理事会及び委員会

(理事会)

第10条 本会は、総会につづく決議機関として理事会をおく。

2 理事会は、常任理事および理事をもって充て、会長が招集する。

3 理事会は、定期に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

(常任理事会)

第11条 本会は会務執行機関として常任理事会をおく。

2 常任理事会は、常任理事をもって充て、会長が招集する。

3 常任理事会は、会長が必要と認めたときは随時開催することができる。

(委員会)

第12条 本会の組織運営のため、次の委員会をおき、それぞれの業務を分掌する。

1. 会誌編集委員会

- 1) 各種広報の年間計画に関すること
- 2) 各種広報の編集・発行に関すること
- 3) 広報原稿の依頼・収集に関すること
- 4) 内外文献の保管整理に関すること
- 5) その他必要なこと

2. 表彰委員会

- 1) 表彰全体計画に関すること
- 2) 組織運営・理事会規程第20条の該当者の調査申請に関すること
- 3) 組織運営・理事会規程第20条の審査に関すること
- 4) その他必要なこと

3. 検査研究部門委員会

- 1) 研究班活動の年間計画に関すること
- 2) 全国研究班との連絡及び伝達に関すること
- 3) 新潟県臨床検査学会に関すること
- 4) その他必要なこと

4. 精度管理委員会

- 1) 精度管理調査に関すること
- 2) 調査に基づく広報並びに指導に関すること
- 3) その他必要なこと

5. 生涯教育委員会

- 1) 生涯教育研修に関すること
- 2) その他必要なこと

6. 災害対策委員会

- 1) 日本臨床衛生検査技師会共済制度規定による調査に関すること
- 2) 災害防止に関すること
- 3) その他必要なこと

7. 標準化委員会

- 1) 検査値標準化に関すること
- 2) その他必要なこと

8. 精度保障施設認定委員会
 - 1) 検査技術認証に関すること
 - 2) その他必要なこと
9. ホームページ委員会
 - 1) ホームページの更新に関すること
 - 2) その他必要なこと
10. 公益委員会
 - 1) 公益事業に関すること
 - 2) その他必要なこと
11. その他会長が必要と認める委員会
 - 2 委員は理事会において選任し、会長が委嘱する。
 - 3 委員会には、委員の互選により正副委員長を置く。
 - 4 委員の任期は2年以内とし、定数は理事会で定める。

第4章 部局と運営

第13条 本会には事務局をおき、事務局には部局をおき、部にはそれぞれ当該各号に定める担当をおく。

- 1) 総務部庶務会計 組織調査渉外
 - 2) 学術部 学術
 - 3) 広報部 広報（会誌編集・新臨技ニュース・ホームページ等）
- 2 事務局長は、事務局を統括するとともに、会の運営について常時会長及び副会長を補佐する。
 - 3 事務局次長は、事務局長を補佐する。
 - 4 各部の運営は、常任理事をもってこれに充てる。
 - 5 各部に部長をおき、副会長がこれにあたる。

(庶務)

第14条 庶務においては、次の事務を司る。

1. 定款および諸規定に関すること
2. 会務の報告に関すること
3. 文書の收受発行に関すること
4. 会議ならびに議事録に関すること
5. 事務所の管理に関すること
6. 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会との関係業務に関すること
7. その他前各号に掲げるもののほか、他の主管に属さないもの

(会計)

第15条 会計においては、次の事務を司る。

1. 会計諸帳簿の作成および保持に関すること
2. 現金の出納事務に関すること
3. 予算および決算に関すること
4. 財産の記録管理に関すること
5. その他必要なこと

(組織調査)

第16条 組織調査においては、次の事務を司る。

1. 会員名簿に関すること
2. 会の組織調査に関すること
3. 会員表彰に関すること
4. その他必要なこと

(学 術)

第17条 学術においては、次の事務を司る。

1. 学会の開催運営に関すること
2. 研究班活動の推進に関すること
3. 生涯教育研修に関すること
4. 検査の精度管理に関する調査、研究および指導に関すること
5. その他学術向上に必要なこと

(広 報)

第18条 広報においては、次の1乃至3項に委員会を設け、広報全般の計画・企画・発行・管理それぞれの代表者をもって当て、各業務を分掌する。

1. 会誌の編集、発行に関すること
2. 新臨技ニュース、会報の編集、発行に関すること
3. ホームページの編集、維持管理に関すること
4. 内外文献の保管に関すること
5. その他必要なこと

(渉 外)

第19条 渉外においては、次の事務を司る。

1. 臨床衛生検査技師に関する啓蒙宣伝に関すること
2. その他渉外に関すること

第5章 表 彰

第20条 この会の会員表彰は、別に定める表彰規程及び篠川至賞運営規程によるものとする。

第6章 雑 則

第21条 この規程は理事会の議決を経なければ変更することはできない。

第7章 附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 旧組織運営規程(昭和61年4月25日制定)は、この規程の施行をもって廃止する。

細 則

(入会金・会費)

第1条 組織運営規程第9条による入会金及び会費は、次の各号に掲げる額とする。

1. 正会員は1会員につき年会費5,500円とする。
2. 賛助会員は1会員につき年会費20,000円とする。
3. 学生会員は1会員につき年会費2,000円とする。

(会費の納入期)

第2条 会費の納入期は次のとおりとする。

1. 新入会者は、入会手続と同時に入会金及びその年度の会費を納入するものとする。
2. 賛助会員または学生会員として入会する者は、入会手続と同時にその年度の会費を納入するものとする。
3. 正会員及び賛助会員は前年度の2月末日までに会費を前納する。

(付 則)

第3条 この細則の変更は総会の議決による。

第4条 この細則の施行は平成26年4月1日よりとする。